

中國近代教員史研究序説

——一九二〇年代の中國における初等教員の組合運動をめぐって——

小林 善 文

はじめに

一 初等教員をとりまく環境

- (1) 教員養成の實態
- (2) 小學校教員の給與水準

二 教員の組織と資格をめぐって

- (1) 教員組合の性格と内容
- (2) 教員資格檢定反對鬭爭

三 教員の經濟鬭爭をめぐって

- (1) 北京と福建における運動
- (2) 北伐期の教員運動
- (3) 北伐後における教員運動の展開

おわりに

はじめに

教員を取り扱った研究は、教育史研究のなかでも比較的遅れた分野であり、國別の教員史研究は緒にいたばかりであ

るといわれている。とりわけ中國近代教員史に關する研究は、日本においてはほとんど成果がなく、そのことは世界教育史體系三〇『教員史』（講談社、一九七六年）のなかに「中國教員史」の項目がないことから明らかである。管見の限りでは、中國においても李超英『中國師範教育論』⁽¹⁾を除けば、いくつかの概説書が教員養成の問題に言及するにとどまっている。そして、この『中國師範教育論』にしても師範教育の内容と變遷、小學教員の研修や身分保障問題などに關して詳細な記述と分析をおこなっているが、本稿の取り扱う初等學校教員の運動と組織問題に關する敘述は見られない。また教員運動に關する最近の回憶を集めた『上海教師運動回憶錄』⁽³⁾も、證言者の關係から一九三〇年代以降の運動を取り上げざるをえないという時間的制約をもっている。これら先行研究の閒隙をうめるべく、本稿は一九二〇年代を通しての初等教員の運動と組織問題を取り上げた。もとより從來の研究成果が皆無に近いことは、史料が少ないことに原因がある。そのため本稿は上海の大新聞『時報』⁽⁴⁾と教育専門雜誌として清末から解放前まで存続した『教育雜誌』のなかに見える零細な史料を根據として事實關係の再構成を試み、それに基づく構造分析をおこなおうと考えている。また初等教員の運動を取り上げたのは、そこに近代中國の教育問題にかかわる諸々の矛盾が集中的に現われているからである。なお文中での「教員」は教員と職員をともに含むものとして使っていることをおことわりしておく。

一 初等教員をとりまく環境

(1) 教員養成の實態

初等教員の運動の具體的展開を取り上げる前に、かれらをとりまく教育の情況を明らかにし、その環境が運動に對していかなる影響を及ぼしてきたかについて考察を加えたい。

まず第一に教員養成の問題を取り上げる。中國近代における最初の本格的な學制系統は、清末の一九〇四年一月（光緒

二九年一月)に「奏定學堂章程」として公布されているが、そこには初級師範學堂と優級師範學堂に關する規定が含まれている。これは章程制定の中心人物である張之洞が作成に際して日本の學制系統を導入したものであり、その一翼をになう「師範學堂章程」も日本の師範學校制度の影響下にあったといえるだろう。そのこともあってか、數多くの日本人教習が招聘されている師範學堂もあり、その典型ともいえる兩江師範學堂では日本人教習八名と通譯一名の給與が高すぎるとして問題になっている。⁽⁶⁾この江蘇省では辛亥革命直後の一九二二年に省教育費のうち師範教育關係が五割を占めた。翌一三年には省教育費の三分の一にまで減額されたといえ、この費用で育成される師範學校生が一、四二九名⁽⁷⁾(全國の四・一%)であり、二〇〇萬人をこえる江蘇省の學齡兒童の需要に應ずるには前途多難であつた。

また民國期に入つて公布された「師範學校課程標準」に對しては、師範生の能力を問わず數多くの教科内容を一定時間內に注入しようとするため、師範卒業生の身につけた知識は皮相なものに止まり、實地に役立つものになつていない、と批判されている。實際に各省の師範學校とも教育理論に重點を置いて教育實習を輕視する傾向が強かつたが、⁽⁹⁾こうしたカリキュラムは多くの師範生の希望でもあつた。とりわけ師範學校を教育界への準備の場としてではなく、上級學校への階梯として考える學生は、師範學校側に對して英語・數學の時間増を要求し、教育實習や授業參觀では完全に手抜きをするのであつた。あまつさえかれらは卒業後、各方面に手を回して證明書を手し、教職就任義務の免除をねらうのである。⁽¹⁰⁾

賈豐臻は、師範教育のこうした缺陷が小學校教育において一方的な注入主義的教授法を濫用して兒童の自發性を涵養できない情況をうみだしている、と批判する。⁽¹¹⁾また堅瓠は成都高等師範學校を視察して次のように述べている。この學校では有能と目される教員はいずれも日本留學生であり、實驗室には高價な實驗器具が備えられていた。そこで一週間に何時開實驗をやっているのかと教員に質問すると、「實驗はしない。授業がたいへん忙しく、そんなことはしてられないからだ」という答が返つてきた。つまり授業では時々實驗器具を見せ、あわせて黒板に圖を書いて説明するだけで、⁽¹²⁾いまだかつて實地に實驗をしたことがなく、教員が實驗をして學生がそれを取り圍んで見るといふことすらない状態であつた。

これは何も師範教育に限らず、中國近代の高等教育に共通する缺陷と考えられるが、しかしそれ以上に問題なのは、初等教育の現場ではこうした教育環境のなかに育った教員すら確保できないことであつた。

民國初期、江蘇教育司長と江蘇教育會副會長を歴任した黃炎培は、各地の二〇〇に及ぶ小學校を視察し、教員中の師範學校卒業生の數があまりに少ないことを慨嘆している。⁽¹³⁾ もっとも都市部の小學校では師範卒業生や檢定合格者の比率が比較的高かつたが、師範卒業生といつても三カ月で課程を終了する速成師範の卒業生が多かつたのである。⁽¹⁴⁾ 初等教育の現場が師範學校卒業の人材を確保できない背景には、師範學校教育の效率の惡さもあつた。清末の師範學堂は、一校あたり四〇〇〇五〇〇名を入學させていたが、中途退學者があいつぎ、平均して百餘名の卒業生しか送り出すことができなかった。⁽¹⁵⁾ 民國に入つても師範學校の整備は遅々として進まず、一九一〇年代の直隸・山西・河南の各省では師範學校數が中學校數の半分以上であり、福建省にいたつては中學校一四校に對して師範學校三校であつた。⁽¹⁶⁾ 有名な南洋華僑の陳嘉庚が一八年に集美師範學校を創立したのも、こうした師範教育の窮狀を憂えたがためであつた。⁽¹⁷⁾ さらに二〇年代に入つても教育費の缺乏は深刻の度を加え、師範學生に對する學費や食費の支給も中斷されるなどの事態が生まれ、師範教育の整備は依然として進まなかつた。二五年度の中華教育改進社の統計によれば、全中國に師範學校は一九五カ所あるが、年度毎の卒業生は合計一萬人に滿たず、師範講習所や專修科は一〇六カ所で、年度毎の卒業生は五千人に滿たない情況であつた。⁽¹⁸⁾ もちろんこうした人數では、全中國の教員需要の一部にしか應えることができなかったのである。こうした小學教員の中に占める師範卒業生の比率の低さは、教員の資格檢定の問題を生むことになった。また師範學校を卒業していない多數の初等教員は、それだけ社會的地位も認められず、經濟的にも苦しかった。そして、そのことがかれらの團結と團體行動への志向を強めることになるのである。

(2) 小學校教員の給與水準

一八〇一九世紀のヨーロッパやアメリカにおいても小學校教員の給與水準はきわめて低かった。同様の傾向は二〇世紀中國の小學校教員にも該當する。

一九二〇年の田廣生の報告は、⁽¹⁹⁾小學校教員の月給は多い者で十數元、少ない者で五〇八元であり、月給五〇〇六〇元に達するのは大都會のごく少數の教員のみである、と述べている。さらに續けて、文化水準、教育水準ともに中國では先進的な省にあたる江蘇省各地の情況を次のように分析している。江蘇省南部の無錫・上海・江寧・吳縣などでは月給が一五〇一六元をこえる者が四〇〇五〇%を占め、その他の縣では一二〇一三元程度の者が八〇%餘りを占めている。だが、江蘇省北部の各縣はこれに遠く及ばない。教育が發達していると稱している南通・如皋の兩縣でも月給七〇一〇元の者が約八〇%を占め、淮安・揚州・徐州・海安では年俸で五〇〇一〇〇餘元、したがって月給では四〇九元の者が七五%以上を占めている。しかも年度毎の昇給という制度はほとんど見ることができないと。

その後もこうした情況は改善されず、一九二八年と三一年の報告によっても、北部の徐州の各縣では小學校教員の月給の少ない者は二元に滿たず、多くても一〇元に滿たない者が大半であった。さらに三〇年の請願文でも名目二〇元の月給と⁽²⁰⁾⁽²¹⁾いいながら、實際の支給額はわずか五〇六元にすぎず、おまけに半年以上に及ぶ遅配がある、とその窮狀を訴えている。そして、こうした給與は中程度の工場労働者にも及ばないといわれていた。⁽²²⁾たとえば、一九二五年の上海の在華日商工廠の中國人労働者の日給は〇・四〇〇・五銀元といわれているため、月給に直せば一〇元をこえることになるからである。

三〇年には蘇州市立小學校の教育費の缺乏が給與遅配につながり、大半の教員が飯米もなくなり、市立胥江小學校教員の單鼎襄・孫信良らは、授業終了後にアルバイトとして人力車を引くことを考え、その練習をはじめたことが伝えられている。⁽²⁵⁾

江蘇省に臨接する浙江省でも小學教員の窮狀は同じであつた。一九二三年に嘉興市の小學教員は賃上げ要求宣言を發表しているが、そのなかでかれらの月給が平均七〇八元にすぎず、勞働者や商人の收入に及ばないことを力説している。⁽²⁶⁾

こうした小學教員の給與水準の低さはまた全國的な傾向でもあつた。廣州の小學教員は月に一〇〇〇元⁽²⁷⁾の給與で教員としての體面を保つことができないと述べているし、俞子夷の小學教員三九二名に對する調査では、平均年俸一六〇・五元⁽²⁸⁾（これは中間數をとつた場合である）で既婚教員の必要年俸額三二〇元前後の半分にしか達していない。とくに農村における小學教員が低給で、葉聖陶は二二年に六〇一〇元が多いと述べ、趙軼塵は二七年にその給與が四〇二〇元で一年を一〇カ月に計算して支給していると指摘した。⁽³⁰⁾各地の教育當局は教員たちの要求に應えて昇給をたびたび約束しながら實行に移すことができず、昇給案はほとんど畫餅に歸しているのが實情であつた。⁽³¹⁾

身分保障がないことも小學教員にとっては苦痛であつた。たとえば、某省の省城にある小學校長は二三年一月初めに會議を開き、經費節減のため月給三〇〇元の教員を更迭して二〇〇元の教員を採用しようとした、という新聞報道があつた。⁽³²⁾あるいは校長に免職されないまでも、校長が更迭されるとそれと行動を共にする教員が多く、一つの學校に一〇年、二〇年と長期間にわたつて勤務する教員はほとんどいなかったと思われる。もしもこうした恣意的な人事が横行することになれば、教員は落着いた教育活動ができなくなるであらうし、小學教員の年金制度を生む可能性を封殺してしまうことになるであらう。この問題に關して、浙江省教育廳は三〇年に永嘉縣立第二小學校教員張樹棠が在職一六年に及んで「退養條例」の適用者となり、とくに縣政府より毎年養老金一八〇元を支給することに決定した。⁽³⁴⁾しかし、これはあくまでも「先聲」であり、養老金の財源についての言及が全くなく、このように特筆すべきものとして報道されること自體、逆にいえばきわめて珍しいケースであることの證明であらう。⁽³⁵⁾

ところで、低賃金で身分保障がなくとも初等教員を職業とし、資格檢定に應募する者が少なくなつたのはなぜであらうか。この點に關して筆者は満足な解答を見出しえていないが、一つの可能性として初等教員がたとえ末端にせよ知識人

階層のなかに位置するという魅力があったことが考えられよう。常に初等教員が労働者や商人との賃金格差を問題とするところに、かれらの知識人としての矜持を見出せると思うからである。また賃金水準のきわめて低い農村部の初等教員は、おそらく農業などの副業をもち、物價水準が低かったことが、何とか糊口をしのぐことを可能ならしめていたと思われる。

ついで當時の小學教員の勤務條件について見れば、週あたりの授業時数が三〇時間餘りに達する者もあり、學校規模が小さいだけに教材研究や授業の準備などの他に學校事務まで擔當しなければならなかった。⁽³⁶⁾ こうした勤務條件自體は現代日本の小學教員と比較しても過酷にすぎることはない。むしろこうした勤務條件の改善も必要で、實際に改善を要求する運動も發生するが、何よりも優秀な教員の確保を不可能にする低い給與水準が問題であつた。⁽³⁷⁾

二 教員の組織と資格をめぐって

(1) 教員組合の性格と内容

初等教員による具體的な組合運動の展開形態を探る前に、教員組合に對する當時の教育關係者の論調がいかなるものであつたかを見ていきたい。

教員組合に相當する教（職）員聯合會を最初に史料的に確認できるのは、管見の限りでは五四時期であり、後述する北京小學以上學校教職員聯合會はその先驅的存在である。そして、この一九一九年に莊俞は教員組合の組織の必要性を主張して次のように述べている。⁽³⁸⁾

いわゆる（教職員）聯合會なるものは、すなわち系統をもち表現をもつ團結力である。社會のために（一）教育の現状を調査し、（二）教員の職務を監督し、（三）教育の進行を準備し、（四）教育の方法を研究するのは、ただ聯合會にのみ頼って

るのである。職業のためには、(一)教員の地位を保持し、(二)教員の權利を擁護し、(三)教員の墮落を防止し、(四)教員の思想の獨立を實行するのも、またただ聯合會にのみ頼るのである。これが今日すみやかに教員聯合會を組織すべき理由の一つである。……聯合會の組織は、能動的であつて、受動的ではなく、自治的であつて、官製的ではなく、實踐的であつて、空言的であつてはならないのである。

ここで莊俞の構想する教員聯合會は、教育を通しての社會への奉仕を謳い、教員の地位・權利・思想の擁護を唱えながら、教員の墮落防止という項目を盛り込むなど穩健な合法的團體としての色彩を前面におし出してゐた。また何仲英はこの莊俞の構想に全面的な贊意を示しつつ、何力所かの組織では異なつた様相を呈し、「一部分の激烈分子」が問題を起こしてその目的をはたそうとし、穩健派の人々が主導權を握ることができないのは嘆かわしい、と述べている。⁽³⁹⁾この何仲英の見解は、五四時期にいたつて知識人や學生に率いられた大衆運動の盛り上がりとともに、教職員聯合會の組織が各地に生まれ、その一部の組織が戰鬪的になつてきたことを意味するものと考えられる。

この五四時期に訪中し、二年餘りの滞在期間に各地を歴訪して活發な講演・講義活動を展開したアメリカの教育學者ジョー・デューイは、『新教育』(二一四)誌上に「教員聯合會」なる文章を發表している。そこでかれは「教員會」の組織には二種類あり、もっぱら教育方法等について討論する團體と、黨や勞工會という形態をとつていないが俸給・職權・ポストなど教員自身の利益を擁護する團體とがあり、教員會は必ずこの二つの性格をあわせもつべきだと主張する。ただデューイは、前者のもっぱら教育方法等について討論する團體を全く弊害がないものと性格づけているように、穩健な合法的な教員組合を支持する姿勢を崩していない。ブルジョア教育家といわれるデューイは、おそらく中國の初等教員の劣惡な勤務條件を知り、その改善のための諸々の活動を支持しつつ、その運動が過激化することのないよう歯止めをかけようとしたのであろう。

高名な教育學者である周子同もまた、教育經費の缺乏という事態が續くなかで、各地に結成されてきた教員組合は當然

存續すべきものであるが、これらの組合がいくつかの都市で學校を維持し、教員の生計を維持するために同盟罷工の手段に訴えるにすぎないのはたいへん消極的である、⁽⁴⁰⁾と主張している。當時の中國教育界の一般的な見解が、いくつかの學校の教員を連合して組合を結成し教授法などの共同研究をおこなう組織を「積極的」とみなし、ただ給與や待遇の改善を目的として結成される組合を「消極的」とみなしており、⁽⁴¹⁾周子同の見解もその範疇に入るだろう。だが、初等教員の運動はこうした組織論の主張する「消極的」なるものを中心として展開されることになるのである。

これらの教員組合の内實に關しては不明の點が多い。とりわけ内部構造の詳細については解明の根據となる史料を見出しえなかった。その規模に關しては、長沙市教職員聯合會が一三五校二千餘名に達したのをはじめ、北京教職員公會が五〇〇名を確實にこえ、おそらくは一千名をこえていたのが最大規模と考えられる。他方、杭州市小學教職員聯合會の四七校一三五名⁽⁴⁴⁾といった小規模のものもあり、だいたい數百名程度のものが中心をしめていたと推定できる。⁽⁴⁵⁾學校單位の組合としては、私立中華職業學校の組織などがあるが、普通の國民學校は規模が小さくて一つの學校を單位とする組織はほとんど成立の可能性がなかった。したがって、組織は省・縣・都市などの地域單位のものとなり、小學校を横に連ねての組織が主流であったが、なかには小學教員と中學教員の連合體や北京各學校教職員公會のように大學をも含んだ連合體も存在した。

(2) 教員資格檢定反對闘争

清末から一九三〇年代までの初等教員史を考察すると、そこに國家や省の教育行政機關による教員の資格檢定の動きが一貫して續いていることが明らかになってくる。そして、そのねらいは教員の資質向上と權力による教育統制にあったといえるだろう。

一九一〇（宣統二）年公布の「檢定小學教員章程並優待小學教員章程」の第一〇條には、初等教員に對する資格檢定試

驗の規定を含み、「修身」には「人倫道德要旨」を、「經義」には「四書五經大義」をそれぞれ問うと明記している。⁽⁴⁷⁾だが、この検定試験による教員掌握という方式は、清末教育の實情より乖離した机上の空論にすぎなかったのである。章程公布後二年を経過してもほとんど實施に移されることなく、たとえば福建省の閩省學務公所が省内の小學教員に對する檢定を實施した際にも申し込み者はごく少數で、福州より離れた州縣に關しては中止せざるをえなかった。⁽⁴⁸⁾それは清末の教員養成制度の不備を無視して性急に初等教員に對する統制と資質向上をめざした當然の歸結であつた。このことに對しては、なによりも師範學制の擴充をはかるとともに、數多くの私塾教師をそのなかに含む試験制度としなければならなかったが、こうした主張はあつても實行に移された形跡はほとんど見られなかった。また實際問題として、當時の教育水準では章程の基準をこえる多數の人材を教育の現場に確保することはきわめて困難なことであつた。⁽⁴⁹⁾さらに資格檢定に關してある程度正確な判斷を下せるのは、せいぜい小人數の省・道・縣の視學ぐらいであつたため、清末民國初期の段階で全國的な教員の資格檢定をおこなう條件はほとんど備わつていなかったと考えられる。⁽⁵⁰⁾

しかし、教育部や各省の教育行政機關による教員の資格檢定は執拗にくり返される。缺乏を告げる教育經費のために師範學校の擴充が思うにまかせない情況下に、焦眉の課題となつた國民教育の普及をはかろうとすれば、資格檢定によつて初等教員の質的向上と量的擴大をはかることしか方法がないと當局側が考へていたためであろう。一九一六年冬に教育部は「檢定小學教員規定」を發布し、一八年春までに各省教育廳の手によつて順次實施に移された。そこで教育部の檢定規定や各省教育廳の檢定方針の特色を簡略化すると以下の如くなる。

檢定試験合格者には教員證書を發給する。⁽⁵²⁾不合格者および未受験者の扱いに關しては、(一)教員講習所で學習させて六ヵ月後に再試験をおこない、それまでは(正)教員になることができない、⁽⁵³⁾(二)學力ありと認められる者は二年以内に限つて教員資格を認め、學習させて再試験による合格を待つ、⁽⁵⁴⁾などの規定が見られた。また合格者の資格は終身ではなく有効期間があつて五〜八年間となつており、代用教員の場合は短くて二〜三年間であつた。⁽⁵⁵⁾

それでは初等教員の受験情況はどうなっていたのだろうか。一例として一八年の上海周邊一二縣の檢定を取り上げると、實際に試験を受けた者は五〇%に及ばず、合格率は全教員の三〇%に及ばなかった。⁽⁵⁶⁾また江蘇省全體の合格者は六千餘名に達していたが、縣立小學だけでも六千校をこえた當時の江蘇省では、合格教員數が小學校數に及ばない事態も豫想され、もしも小學校には正教員を少なくとも一名は必要とするという規定を準用するならば、少なからぬ小學校が閉鎖に追い込まれるという異常事態さえ心配されたのである。⁽⁵⁹⁾しかも、檢定合格者の數が少なく、その一方で不合格者も未受験者も依然として教壇で祿を食んでいるという情況は、上海だけにとどまらず全國的な傾向でもあった。⁽⁶⁰⁾

ついで初等教員に對する檢定が強化されたのは、國民黨統治下においてである。教育に對する國家統制を強化しつつあった蔣介石國民政府は、北伐の途上より開始した、三民主義の精神を身につけた「黨義教師」の育成に全力を注いだ。⁽⁶¹⁾蔡元培が推進した大學區制の下に設けられた江蘇大學區の「檢定小學教員條例」は、「革命」反對を主張する教員を排除し、三民主義、各教科の基礎知識、教育原理、教育行政、教學法などを試験すると規定している。⁽⁶²⁾その檢定内容の周到さと『時報』等に頻繁に報道される各地での實施情況から、國民政府の教員檢定にかける熱意を汲取ることができる。また檢定の方針を見ると教員個々の教授能力と思想傾向を判定し、すべての教員を「黨義教師」の枠内に組み込むとする管理主義的發想が前面に出てきていることが窺えるのである。

では、こうした資格檢定に對する初等教員の對應はどうであったのか。このことに關連する史料は少なく、多少なりともまとまった記事が上海附近における一九二三年の反檢定鬭爭について見られるだけである。この二三年六月に發生した反檢定鬭爭は、一八年の檢定の結果合格と認定された教員が五年間の免許期限を完了して再度檢定を受けざるをえなくなった時点で發生した。六月五・六日に上海小學教員聯合會は、二十餘校の代表を公共體育場に集めて教員檢定に對する抗議集會をおこなった。その時の反對理由は以下の三點である。第一に、檢定の回數が多すぎることであり、不適格者を淘汰した後に一度は合格を認定した教員に對して改めて試験を實施することは、正當な理由がなく教員の人格をふみにじる

ものである。第二に、正教員の資格を認定するのに省視學の「優良」の評語を二度以上獲得する必要があるとするのは實情を無視したものである。なぜならば地方の學校の實情によく通じた縣視學ならともかく、省視學は都市部の學校でも五年に一度しか視察せず、農村部の學校では一度も視察していないケースがあって、「優良」の評語を二度も獲得することは事實上不可能だからである。第三に、檢定の有効期限を五年とか八年とか恣意的に決めるのは納得できないところである。上海小學教員聯合會は江蘇省教育廳に向けてこれらの反對理由を文書で提出するとともに、大衆に對する宣傳活動もおこなった。⁽⁶³⁾ たしかにこの檢定反對鬭争に立ち上がった學校數が二十餘というのは、江蘇省全體の小學校數からすれば微たる數である。しかし、指摘した問題點の正當性ゆえに、後述するように多少なりとも當局側の讓歩を導き出すことができたといえよう。

蘇州の吳縣第一區教職員研究會が同時期に檢定反對運動を展開したのも、五年毎の資格檢定と縣視學の「優良」評價の問題に對してであつた。この地方に對する省視學の學校視察は一縣に數校を抽出しておこなうにすぎなかつたため、一〇年間教鞭をとつていても省視學の顔を見ることがない教員がいた。したがつて、省視學の視察は問題とならず、ここでは縣視學による「優良」評價を二度以上獲得すれば教員資格がえられるという點が問題となっている。そして、縣視學の各校視察が毎年一回で、一校あたり一〇二時間の視察時間では三、四名から十餘名に及ぶ教員の授業に對して正確な評價を下しようがないことを、吳縣の教員たちは批判しているのである。⁽⁶⁴⁾

教員資格檢定反對鬭争は、同時期に松江教育會⁽⁶⁵⁾、銅山縣教育會⁽⁶⁶⁾、如皋縣小學教員聯合會などの組織がおこなっている。

こうした運動の盛り上がりに對して、江蘇教育廳檢定小學教員委員會は檢定條文を修正することによってその鎮靜化をはかつた。この修正とは檢定の有効期限の五年を八年に延長し、省視學の他に縣視學の「優良」評價二回をもって教員資格を認定するといふものであつた。⁽⁶⁸⁾ だが、これは吳縣第一區教職員研究會の提起した問題點を何ら解決していないし、有効期限を三年間延長したところで事態の本質的な解決にはつながらないものであつた。にもかかわらず、こうした彌縫策を

打ち出すと同時に江蘇省教育廳は檢定の強行にふみきつた。『時報』はその後、無錫で檢定の期日が決まり、蘇州と常州ではそれが實施に移されたことを傳えている。⁽⁷⁰⁾

だが、この檢定實施にあつては、公教育に對抗して殘存する私塾⁽⁷¹⁾の教師にその檢定を及ぼすことができるかどうかという課題が依然として殘つた。ついで公私立學校教員の未受験者や不合格者に對する任免も、條文どおりにおこなわれたかどうか定かではない。未受験者や不合格者をすべて期限附任用にするだけの權限を地方教育行政機關がもちえたかどうかという問題があり、もしもこの規定を嚴守することになれば、學校教育の現場は教員數の缺乏に苦しむことになるからである。ただこうした不徹底な教員の資格檢定に對して江蘇省全體で六千名をこえる合格者があつたことは、初等教員の相當數が檢定の必要性を是認していたことを證明しているだろう。そのなかで上海小學教員聯合會や吳縣第一區教職員研究會などの檢定反對運動が、わずかに有効期限の延長や「優良」評定權者の枠の擴大といった彌縫策だけとはいへ江蘇省教育廳の讓歩を勝ち取つたことは特筆されるところである。そして、この運動主體が弱體であつたがゆえに、その要求を一應當局側に認めさせたことは、逆にかれらの主張の正當性を浮きぼりにしているといえよう。

しかしながら、後述する國民政府統治下においては檢定反對運動に關する報道は完全に姿を消すことになる。あるいはそれは『時報』の編集方針の變化によるのかもしれない。だが、それ以上に一定のイデオロギー的基盤の上に強力に推進された「黨義教師」の育成政策に見られる國民政府の教育政策の浸透が、ある種の理論的魅力をもって初等教員を規制し、その組織的な檢定反對運動を封殺してしまつたと考えるべきだろう。

三 教員の經濟闘争をめぐって

(1) 北京と福建における運動

高等教育機關の教職員や學生の政治的な活動が新聞・雜誌などのジャーナリズムによって派手に取り扱われているのに對し、初等教員による運動は取り上げられることが少なかった。また初等教員の組合で高等教育機關の教職員組織の指導下に活動したケースは少なからず見られる。『時報』記事でその活動が多少なりとも確認できる最初の存在である北京小學校以上學校教職員聯合會は、一九一九年二月中旬に選配給與の支給を求めて立ち上がった。この時の指導者は馬敘倫・陳大齊・沈士遠・李大釗らで、選配給與を小學教員で全額、中學教員で八割、專門學校以上の教員で七割をそれぞれ支給せよと要求してストに突入し、あわせて視察團を組織して各校のスト實施情況を偵察するなどかなり組織的な運動を展開した。そして、翌二〇年の一二月にはこの聯合會が北京各學校教職員公會との共同行動をおこなった。⁽⁷²⁾

この公會は教育問題の研究、教育事業の促進、教育従事者の身分保障、教職員の互助事業の推進などを運動目標とし、發起人には馬敘倫・沈士遠・沈尹默・陶履恭・陳大齊ら北京大學を中心とする錚々たる學者たちが名を列ねていた。⁽⁷³⁾組織としては小學・中學・專門學校以上よりそれぞれ一名ずつの合計三三名より構成される委員會制を採っており、形式的には三者の力關係は對等とも考えられるが、やはり發起人の氏名やそれまでの活動情況から見て、專門學校以上の教職員がリーダーシップを握っていたことは疑いのないところであろう。ところで、前述の北京小學以上學校教職員聯合會が學校を單位とする組織であるのに對して公會の方は個人を單位とする組織であつて、⁽⁷⁴⁾兩者は十分に併存することが可能であつた。この二つの組合はその指導者が一部重複していることから、兩方の會員となつた教職員も少なくなかつたと思われる。またこうした二種類の組合を通して、馬敘倫らはあらゆる教職員を組織の對象とし、より多くの教職員を運動に参加

させようとしたのであろう。さらに教職員聯合會は山東問題に對して日本との直接交渉を拒否し、國際連盟による調停を期待するなどの政治的主張をおこなっている。⁽⁷⁵⁾そして、こうした政治的姿勢をもちつつ教職員独自の諸要求を掲げて展開したかれらの運動は、五四運動の精神を繼承した教員運動の先驅的存在といえるであらう。

一九二二年五月には北京における國立専門以上八校（北京大學・北京醫專・北京農專・北京高師・北京女子高師・北京法專・北京工專・北京美專）の運配經費獲得運動を支援するために、中小學の教職員がストライキに突入した。⁽⁷⁶⁾

二二年三月一四日、三カ月分に及んだ給與の運配に對して、その支給を求める緊急集會が京師公立小學校教職員聯合會の手によって開かれた。⁽⁷⁷⁾この結果、北京の中小學校はいっすいでストに突入し、その數は一三八校、兒童・生徒數二萬數千に及び、教職員の請願團が日夜教育部の後院を包圍した。⁽⁷⁸⁾

二四年七月には北京小學校教職員聯席會議が小學校關係の教育經費の増額問題とあわせて賃上げ鬭争を夏季休暇中に組織することを決定した。⁽⁷⁹⁾そして、八月に入ってから八〇九カ月分に及んでいる運配經費の支給を要求する請願書を教育部に提出している。⁽⁸⁰⁾

二六年一月には京師公立小學校教員協會と京師公立小學校務討論會が、運配給與の支給を求めてストに突入した。⁽⁸¹⁾

『時報』紙上に散見されるこうした小學校教員の活動からも、運配給與の支給などを求めた經濟鬭争を中心とする教員運動が、北京においてねばり強く續けられていたことが推測できるのである。ただ名稱が次々と變わっていることから組織としては永續的なものは少なく、なかには單なる名義變更にとどまったものもあっただろうが、その多くは離合集散をくり返していたものと考えられるのである。⁽⁸³⁾

同様の經濟鬭争は福建省でも展開された。一九二二年、生活苦にあえぐ福建省の小學校教員は、（福州）小學校教員聯合會の下に結集して、月給一〇元以下の者の六〇%の昇給など平均五〇%程度（ただし月給二四元以下の場合のみ）の賃上げを要求して第一次の職場放棄というストライキを敢行した。⁽⁸⁴⁾だが、いったん聯合會側の提示した昇給案を承認してストを收拾

した省政府は、財政難を口實に一方的に昇給案を破棄した。この違約に抗議して小學教員聯合會は八月二一日より第二波のストに突入する。⁽⁸⁵⁾

夏休みの終了間近にはじまった教員の職場放棄であつたためにその影響を恐れた當局側は、まず各校長に壓力を加えて就業を強制せんとした。しかし、聯合會の反對のために局面打開をはかれなかつた省政府は、警察を動かして集會・結社の取り締まりという名目の下に彈壓に乗り出した。この時に出された布告は、いかなる集會も一二時間以上前に届け出て、警察の監視の下におこなわなければならない、とするもので、明らかに聯合會の運動彈壓をめざしたものであつた。

實際に九月五日の小學教員聯合會の集會は、警官の監視の下におこなわれたが、その際には整然と賃上げ問題を討議して警官に干渉の口實を與えなかつた。干渉の機會を失した警察は、散會後にこの聯合會に對する解散命令を出し、聯合會の印章を強奪するという強行手段に訴えた。さらに警察署長がこの教員運動の中心人物と目される人物につきまとい威嚇するといふ事態も生じた。この彈壓に對して聯合會はただちに抗議集會を開いて省政府にその釋明を求めるとともに、同年一〇月に山東省濟南市で開催される全國教育會聯合會に代表を派遣してその不當性を訴え、全國に向けて彈壓の實態を打電することを決定した。⁽⁸⁶⁾ ついで印章を強奪されたために、以前に使用していた「省縣公私立小學教員聯合會」の印章を使いながら、「小學教員聯合會」の現名はそのまま使用することと解散命令は拒否することを確認したのである。⁽⁸⁷⁾

福建教育界をまきこんだこの賃上げ鬭争に對して李厚基省長は、重要な軍事費すら全額支出できないのに教育界の賃上げ要求は認められないとして昇給を拒否し、授業再開を命じた。省長の強硬な姿勢におされたためか、それとも小學教員聯合會の内部に發生した動搖のためか、その原因を確定することはできないが、聯合會側は平均五〇%の賃上げ案に固執しないことを言明し、第三者による調停に委ねることを條件に、九月一六日にストを中止して授業を再開した。結果的にいかなる昇給案が成立したのか不明であるが、この賃上げ鬭争のなかで小學教員聯合會に對する支援活動を續けてきた中等以上教職員聯合會の内部に分裂が生じ、校長グループが脱退したことは、運動が緊迫感を伴つたものであり、校長グル

ープの運動内部における階級的位置を示すものであるといえるだろう。

(2) 北伐期の教員運動

『時報』記事によれば、二〇年代の初等教員の運動に大きな変化があらわれるのは北伐の時期である。表面的に見るかぎり、上海周縁の教員組合は北伐軍の北上とともにこの國民革命軍歡迎の意向を表明し、支援活動に移っている。二七年三月上旬、まず上海中小學教職員聯合會が中小學二十餘校の代表を集めて「學閥打破」の決議をおこなった。⁽⁹⁰⁾この「學閥」とは、職業教育運動の推進母體となった中華職業教育社を創設し發展させた黃炎培・沈恩孚らのグループをさしている。かれらは『中國青年』よりの厳しい批判にさらされていたが、その一方で蔣介石の國民政府とも對立し、黃炎培は逮捕命令をうけて日本に亡命している。⁽⁹³⁾この黃炎培らを批判した上海中小學教職員聯合會の姿勢は、後述する運動の展開形態とも照合させると、明らかに蔣介石の側に立ったものといえるだろう。

孫傳芳軍撤退のあとをうけて労働者が支配する上海に蔣介石軍は入城する。二七年四月一二日、この上海において蔣介石は反共クーデターを斷行し、武漢に對抗して南京に國民政府を樹立した。この政變に對して上海とその周邊に成立していた教員組合の多くは、蔣介石の政策に協力する活動方針をうち出し、あるいは行動に移っている。この四月に入ってから（上海）特別市中小學教職員總聯合會は黨化教育研究所を設けることを提案し、上寶區小學教職員總聯合會は黨化教育（三民主義の教育）の潮流に對應できる委員制の改組をはかった。⁽⁹⁴⁾そして、反共クーデター決行の翌一三日午後四時、特別市中小學教職員總聯合會は緊急會議を開いて、工人糾察隊の武裝解除を主張するとともに、黨化教育の推進、革命運動への参加、總理紀念週の舉行などを決議した。⁽⁹⁵⁾とくに工人糾察隊の武裝解除と革命運動への参加を呼號したことは、蔣介石政府への全面協力を意味するものと考えてよいであろう。同時にこの聯合會が、必要な時にはストをおこなうことを決議しているが、二日後に上海教育界同志會という組織によってスト行爲は共產分子の攪亂行爲とみなすべきだ、⁽⁹⁶⁾として批判

されている。

さらにこの上海教育界同志會はまた、黨化教育を實施し叛亂分子を肅清する、と宣言している。これにつづいて二二日には（上海）女教職員聯合會は十餘名の代表を集めて執行委員會を開き、當組織にはこれまで「不良份子」が混入していたが、現在ではすでに組織を離れており、黨化教育の推進にあたつて障害がなくなったことを確認している。⁽⁹⁷⁾ おそらくここでいわれる「不良份子」とは、共產主義に心を寄せる教員たちであらう。⁽⁹⁸⁾ 四日後の二六日には、この女教職員聯合會は改組して、「不平分子を排除した後の本會員はすべて三民主義の信徒であり、青天白日旗の下に黨化教育をおこなう」と宣言している。⁽⁹⁹⁾ 白色テロルが猛威をふるつた蔣介石の支配する上海では、國民黨右派から見て合法的とみなしうる教員組織しか存続しえず、國民黨左派や共產黨寄りの立場をとる教員たちは、地下に潛行して運動を続けざるをえなかった。あるいはこのなかには、『上海教師運動回憶錄』に盛り込まれた共產黨など左派系の諸團體の運動を組織していった教員たちも含まれていたのかもしれない。

南京國民政府を樹立した蔣介石に對して、三民主義の貫徹、黨化教育の推進、孫總理の遺像と青天白日旗に對する敬禮などの運動方針をうち出し、その路線に便乗する組合が續出した。特別市中小學教職員總聯合會、（上海）小學教師聯合會、上寶小學教職員聯合會などがそれである。さらにこのなかの特別市中小學教職員總聯合會のごとく「われわれすべてが三民主義の使徒である。……われわれの主義は三民主義であり、三民主義以外に第二の主義はない」との政治的色彩をおびた宣言を發表しつつ、その一方で純粹の職業團體で全會員の福利の實現をめざす、と非政治性を謳う團體もあった。⁽¹⁰¹⁾ また上海市立學校教職員聯合會は（上海）女教職員聯合會などと結んで北伐軍の軍費を援助するために遊藝會をおこなひ、市内二四校からも軍費の提供を受けて、大洋六八五元餘り、小洋七、四八三角、銅元六、八一三枚を集めている。⁽¹⁰²⁾ このように四・一二クーデター前後の上海周邊の教員組合は、蔣介石の政策に協力する以外に政治的な活動は許されなかったし、表面的に見るかぎり、かつての教員組合の歩みのなかでは例がないほどの國家權力への協力と奉仕がおこなわれた

のであった。

だが、初等學校教員の生活が南京國民政府の成立にともなつて變化したわけではない。依然として苦しい生活と劣惡な教育環境がそこには殘されていた。そして、蔣介石軍による白色テロルがいったん小康をえたところから教員組合の本來の運動が展開されはじめる。クーデターより一カ月餘を経過したころ、上海市立小學の教職員が一五カ條の要求を提出した。その主要な項目には、毎週の授業時間を八一〇分以内に制限すること、月給は七〇元以上で學級擔任は一〇元追加、年度毎の昇給、年金制度の確立、教員の校務會議に學校運營權を附與すること、などがあった。⁽¹⁰³⁾これらの要求はあまりにも現實離れした實現の可能性のほとんどのものであったが、初等教員の組合運動の最大限の獲得目標がどのあたりにおかれていたかを示す一つの材料とみなすことができるだろう。

しかし、最も緊急を要するのは遅配給與の支給である。まず上海市立學校教職員聯合會は校長會を通じて當局に對して五月分の給與を六月一日までに支給するよう要求した。⁽¹⁰⁴⁾ついで九月には月給七〇元以上の實現など待遇改善を改めて教育局に對して要求した。⁽¹⁰⁵⁾一〇月に入つて運動は本格化し、賃上げのために二六日よりのスト突入を決め、三日間のストを決定した。⁽¹⁰⁶⁾これは上海特別市黨部青年部の冷備部長の調停によつて一應解決され、市教育局は月給の最低額を四〇元とする賃上げをおこなうことを約束した。⁽¹⁰⁷⁾これは當初豫算額に五元を加えたもので不十分な額であったが、黨部の調停とあれば受け入れざるをえなかつたのであらう。またこの時期の政治情勢からいえば、三日間のストを打つことは許容限度ぎりぎりの活動であつたであらう。さらに四・一二クーデター直後のストさえ許されない緊張が次第に緩和されて、教員運動が本來の姿に戻りつつあつたことも看取できるのであらう。

(3) 北伐後における教員運動の展開

北伐が完成し、國民政府の權力基盤が固められていった後も、初等教員の教育環境や生活に目立つた變化は見られな

った。依然として低い給与とその遅配が續き、こうした問題の解決を求めてストライキやサボタージュが頻發した。かれら初等教員の行動に對して、楊偉文は「けだし生活に迫られてのことで、やむをえずしてこのような行動に出ているのであり、それは情として許すべきものである⁽¹⁰⁸⁾」と述べている。だが、人間として、労働者として當然の権利ともいふべき團結權や爭議權に對して國家權力による手かせ、足かせが次第にはめられてくることになるのである。

一九三〇年二月、北平（北京）で「小學教員工會」を組織せんとして、市當局を通して行政院の指示をあおいだところ、教育關係機關の教員と職員は「工會法」第三條、第一六條、第二三條四項の規定により工會（労働組合）は組織できないとして申請が却下されている⁽¹⁰⁹⁾。つまり工人（労働者）は労働組合を結成することができ、とされたのである。これは日本でも喧傳される教師聖職論の一種とみなすことができるだろう。また二九年から三〇年にかけて、遅配經費の支給を求めて活發な闘いを展開していた蘇州市の小學教職員はストライキ戰術をとったが、これに對して江蘇省教育廳は縣府に命令して蘇州市校教職員聯合會の組織を取り締まり、ストを中止させようとした⁽¹¹⁰⁾。これは教員組合による組織的な經濟闘争が、もはや公然とおこないえない政治情勢が大勢をしめていたことを示す現象といえよう。

こうした動きと并行して國民政府の教育政策に協力する御用團體的な教員組織の育成も進められることになった。必ずしも教員組合的な組織とはいえないが、北京・上海の教育界の人士二百餘名が提唱した「六六教師節」はこうした傾向を象徴するものであった。三一年六月、邵爽秋・謝循初・程其保・張忠道・汪懋祖・張士一・彭百川・張耀翔・楊振先・王書林・許恪士・夏成楓・胡昌才・馬靜軒・李清棟・朱定鈞らが中心になって六月六日を「六六教師節」として教員運動の大同團結をはかることになった。こうした提唱者のなかには、『教育雜誌』などにおいて健筆をふるう論客も少なからずいた。「教師節」制定に際して掲げられた運動目標には、教師の生活や待遇の改善、教師の身分保障、教師の専門的教養の向上などがあつた。

同年六月七日、中央大學において「教師節」制定の第一回準備大會が開かれ、その席上で發表された同胞に告ぐるの書においては、教員の生活苦や身分保障の不在、政治の變動に翻弄される教育界の姿などが切々と訴えられている。⁽¹¹⁾ その掲げた諸要求については、從來の教員組合の諸要求とほとんど變わらない。とはいへ、「われわれは教育當局に意見をたてまつり、一般社會に苦衷を訴えることによって、逐年の改進を得んことをこいねがう」とするその主張には、教員自身の姿勢を正すことによって政府と社會の理解を求め、支援を受けたいとする請願的姿勢が強く現われ、六月六日を「雙六教師節」と銘打って衆目を集めようとしているのである。この上からの教員組織の再編成をめざした⁽¹²⁾「雙六教師節」のその後経過については十分に確認できなかったが、少なくとも翌三二年には記念式典が準備されており、しばらくは存続したものと考えられる。

國民政府の支配體制の確立に伴って教育統制が強化されたため、教員組合の運動は表面的には合法的装いの下に進めざるをえなかったし、團結權や爭議權すら奪われていった教員組合は實質的な存在價值を失っていったかに見える。一方、教育界の眞の變革をめざす實質的な教員運動は、彈壓の目を逃れて地下深く潛行することをよぎなくされたのである。

おわりに

國民教育の普及が聲高に叫ばれていた一九二〇年代の中國教育を支えてきた初等教員たちは、低い給与と身分保障のない情況のなかで多忙な校務に追われていた。生活苦と劣惡な教育環境に苦惱していたかれらは、五四運動に續く勞働運動の高揚のなかで、教員組合に相當する聯合會組織を各地に結成していった。その運動目標には、教育方法の共同研究などの研修的側面と賃上げや教育費の遅配解消をめざす經濟闘争的側面とがあった。そして、別表に示したように二〇年代の⁽¹³⁾慢性的な教育經費の缺乏という環境に規定されて、賃上げや遅配解消といった經濟闘争が中心的位置をしめることになった。だが、この時期の初等教員の運動には、當時の勞働運動がもっていたような明確な運動理論や戦術があったわけでは

ない。教員運動は地味で、経済的苦境から即目的に導きだされる運動目標は掲げて、大半の運動はその社会的地位に規制されて穩健なものとならざるをえなかった。もちろん教員組合の経済闘争には北京や福建におけるように波状的で緊迫感を伴ったものに發展したものもあったが、一部を除きその闘いの歸趨を史料的に確認することはできなかった。また特異なケースとしては、教員資格檢定反對闘争をあげることができる。この教員資格の剝奪にもつながりかねない檢定試験のもつ不合理さに對して二三年に反對闘争が發生するが、當局側のわずかな讓歩しかかちとることができなかった。その背景には教員組合に結集する學校數の少なさからくる主體的力量の缺如があり、また檢定それ自體が教員資質の向上を目的とするという存在意義をもっていたこともあるだろう。

一部に「日貨抵制(日本商品ボイコット)」「對日經濟斷交」を呼號した團體があつたとはいえ、ほとんどが經濟闘争に終始した二七年までの教員組合に對し、四・一二クーデターの前後より上海周邊の教員組合を中心に政治性をおびた運動が展開される。いくつもの團體が共產主義分子をその内部から排除し、三民主義の教育を標榜して蔣介石の教育政策に協力していった。だが、南京國民政府の支配體制がいちおう確立した後も教育費の缺乏狀態は解消されず、結局、これらの教員組合は運配給與の支給や賃上げを求めている運動を再開せざるをえなかった。ただ國民政府による教育統制の強化は運動を散發的なものとし、長期間のストを構えることを不可能ならしめることになる。合法的な教員運動しか容認されない政治情勢の下に、「六六教師節」に見られるような上からの教員組織の再編が進められ、そこから排除された共產主義に心を寄せる初等教員はひそかに新しい組織をつくり、根本的な教育改革のための苦しい闘いを續けたのであつた。つまり當初は經濟闘争を中心としていた教員組合の運動は、南京國民政府の成立以後は政治性をおびたものとなり、御用組合的な合法路線を歩むものと地下に潛行して非合法的な闘争を續けたものとの二極分解が進んだのである。

こうした運動を進めるにあたって、初等教員は上級學校教員との共闘關係を組むことが多かったが、(安徽)省城小學教員聯合會のように上級學校教員との間に生じた差別的取り扱いに抗議している獨立性に富む團體も見られた。また初等

教員の組合は不適格とみなしうる校長の排斥運動をおこなうことはあっても校長側と對立することは少なく、むしろ省教育廳など國家權力の出先機關と對立し、あるいはこれらの機關に對して請願行動をおこなうことの方が多かった。したがって、校長聯合會など管理職側の組織とは連帶行動をとるケースが少なくなかった。⁽¹¹⁵⁾それはまだ参加校数の少なかった初等教員の組合運動が、その力量不足を補うためにできるだけ多くの仲間を集め、諸要求を實現するための闘いをより實效あるものにする一つの手段であつたとみなすことができるだろう。⁽¹¹⁷⁾

註

本文中の（ ）は筆者註である。また『教育雜誌』は年度毎に卷數がかかるため、發行年は初出の場合にのみ明示した。

(1) 李超英『中國師範教育論』商務印書館、一九三九年。

(2) 陳啓天『近代中國教育史』臺灣中華書局、一九六九年、第一章、第二章。陳青之『中國教育史』臺灣商務印書館、一九七三年復刊、第四章、第五章。周予同『現代中國教育史』良友圖書印刷公司、一九三四年、第八章、など。

(3) 上海歷史研究所教師運動史組編『上海教師運動回憶錄』上海人民出版社、一九八四年。

(4) 『時報』は民國前期の中國においては、『申報』、『新聞報』などと並び稱せられる大新聞で、一九一四年頃には一萬二千部を發行していた。この新聞に關しては、小關信行『五四時期のジャーナリズム』（京大人文研共同研究報告『五四運動の研究』第三函所収）同朋舎、一九八五年、に詳しい解説がある。

(5) 陳青之前掲書、五八七頁。

(6) 『江蘇諮議局調查兩江師範學堂報告』『教育雜誌』三一三、一九一一年。

(7) 『江蘇省教育行政報告書』『教育雜誌』六一一、一九一四年。

(8) 朱元善『整理師範課程』『教育雜誌』七二三、一九一五年。

(9) 賈豐臻『檢定小學教員疑問』『教育雜誌』九一二、一九一七年。

(10) 李超英前掲書、二六七頁。そのため十中七八は教員としての適性に缺ける師範卒業生が生みだされていた(雲六『現行師範學制的流弊及其改革法』『教育雜誌』一二一九、一九二〇年)。すでに清末段階から、師範學校で學びながら中途退學、轉學、他の分野への就職等々の進路變更をする學生の出現を防止する手段が講じられていた(「師範生の貼費」『教育雜誌』三一一二)。さらに民國元年の教育部發布の師範學校規程令にも、卒業生の學校への勤務義務に關する詳細な規

定が設けられている（教育部公布師範學校規程令）『教育雜誌』四一一、一九二二年。だが、それは必ずしも實效あるものではなく、師範卒業生の他の職種への流出は後を断たなかったのである（『時報』民國六年二月二日「師範生須遵章服務」）。

- (11) 賈豐臻「今之師範教育問題」『教育雜誌』八一、一九一六年。

- (12) 堅瓠「中國西部之師範教育」『教育雜誌』一一八、一九一九年。

- (13) 黃炎培「攷察本國教育筆記」『教育雜誌』七一。

- (14) 何仲英「教師怎樣纔可以長進」『教育雜誌』一二一。

- (15) 戴克敦「論檢定教員」『教育雜誌』三一。

- (16) 侯鴻鑑「對於中央行政會議芻言」『教育雜誌』八一。

- (17) 拙稿「陳嘉庚と教育」『東洋教育史研究』第五號、一九八二年。

- (18) 「教部實施義教之初步計畫」『教育雜誌』二一一、一九二九年。

- (19) 田廣生「吾國小學之實際問題」『新教育』三一、一九二〇年。

- (20) 「小學教師之實際問題」『教育雜誌』二〇一五、一九二八年。

- (21) 「學國渴望之提高小學教員待遇案」『教育雜誌』二三八、一九三一年。

- (22) 「蘇省黨整會文官減俸小學教師加薪之呈請」『教育雜誌』二二一六、一九三〇年。

- (23) 趙演「教師的自救」『教育雜誌』一九一、一九二七年。また奉天では、教員の給與は勞働者の給與の二分の一にも及ばないといわれていた（「奉天教育之衰落」『教育雜誌』一八八、一九二六年）。

- (24) 上海社會科學院歷史研究所編『五卅運動史料』第一卷、上海人民出版社、一九八一年、二四九頁。

- (25) 「啼飢號寒之小學教育界」『教育雜誌』二二一五。これ以前の一九二一年にも、北京のある教員が生活に困り易者をして糊口をしのいだことが伝えられている（『晨報』民國一〇年六月二日「小學教員算封糊口」）。おそらくこうした例は無数にあったと考えられるし、現實に生活できない給料では他に收入の途を求めざるをえなかったであろう。ただその別收入の途がどのようなものであったのか、現時點では史料が見つからず、筆者には解明できていない。

- (26) 「時報」民國一二年三月二日「嘉興—小學教員之宣言」。
- (27) 既澄「廣州教師的加薪運動」『教育雜誌』一四二、一九二二年。

- (28) 俞子夷「小學教員生活狀況調查」『教育雜誌』一五一、一九二三年。

- (29) 葉聖陶「教師問題—希望於師範學校和師範生」『教育雜誌』一四一七。

- (30) 趙軼塵「教師的生活問題」『教育雜誌』一九一四。

- (31) 「時報」民國一四年二月一六日「師範生籲請免收膳費」。

- (32) 導之「小學教員要求加薪問題」『教育雜誌』一五—三。

- (33) 李超英前掲書、三二三—二四頁。

- (34) 「浙省實行教員養老金之先聲」『教育雜誌』二二一一。
- (35) こうした問題點はすでに一九一九年にも指摘されている
 (『時報』民國八年一〇月六日「敬告小學教員(進之)」)。
- (36) 天民「級團編制之教育方案」『教育雜誌』八一—九。田錫安
 「小學教育實際上諸問題」『教育雜誌』二二一一。孫福熙
 「致全國小學教師」『教育雜誌』一八一—九。
- (37) 邱直青「改進小學教育之一箇先決問題」『教育雜誌』一四
 一〇。
- (38) 莊俞「組織全國教員聯合會」『教育雜誌』一一一七。また
 ここで莊俞は歐米の教員組合の積極的活動を範としている。
- (39) 何仲英前掲論文。なお一九二〇年一月に金海觀は、各地の
 小學教員が小學教員聯合會を作り相互扶助をおこなうべきで
 あると提案している(『時報』民國九年一月二六日「小學教
 員經濟問題」)。これも莊俞・何仲英らの主張と同じ傾向のも
 のであるといえるだろう。
- (40) 予同「教員組合」『教育雜誌』一四一一。
- (41) たとえば既澄「再論教員組合」『教育雜誌』一四一四、な
 どはその代表的な見解であろう。
- (42) 「革命軍勢力下之湘鄂贛教育」『教育雜誌』一九一一。
- (43) 『時報』民國九年二月二日「北京教職員公會成立」によれ
 ば、公會の成立大會への参加者は數百名である。一方、『時
 報』民國九年一月二八日「北京教職員聯合會告成」によれば、
 この組織で小・中・専門以上各一名の代表を選出してい
 る。その結果は、小學の部の第一位は王子均で二三〇票、中
 學の部の第一位は張鴻來で一一九票、専門以上の部の第一位
- は馬敘倫で九七票となっていた。そして、二位以下の票の出
 具合から一名連記の投票という可能性があるが、それでも
 全體で五〇〇名をこえる教職員が投票に参加したと推定さ
 れ、さらに全構成員はそれより相當多かったものと考えられ
 るのである。
- (44) 『時報』民國一六年二月八日「杭州小學聯合會成立」。
- (45) 『時報』民國一七年七月四日「市校今日全體復課」によれ
 ば、上海市教職員聯合會の請願運動に三四〇名餘りが参加し
 ているが、この數値も規模を推定する一つの手がかりとなる
 だろう。
- (46) 一九二六年における各省の國民學校數は一六七、〇七六で、
 各省國民學校教職員總數は二二三、二七九となっており、國
 民學校一校あたりの教職員數はわずか一・三三人である(王
 克仁「學校人員數目問題的研究」『教育雜誌』一八一—二)。
 そのためこうした小さな規模では學校内部に單獨の組合組織
 を作ることは事實上不可能である。
- (47) 「學部奏遵擬檢定小學教員及優待小學教員章程摺併單」
 『教育雜誌』二一一、一九一〇年。
- (48) 戴克敦前掲論文。
- (49) 「檢定小學教員誌聞」『教育雜誌』三一—二。
- (50) 「會議政務處議覆御史趙熙奏檢定小學教員章程妨礙教育
 片」『教育雜誌』二一四。
- (51) 錢智修「教員選任及成績考驗法」『教育雜誌』六一—九。
- (52) 「檢定教員章程概要」『教育雜誌』七一—五。
- (53) 「教育部呈遵諭考驗京兆各屬小學教員詳擬甄別規定文」

『教育雜誌』七一九。

(54) 「甄別小學教員之新規定」『教育雜誌』八一—二。

(55) 「教育部訂定施行檢定小學教員辦法」『教育雜誌』九一—三、

『時報』民國二年六月二〇日「檢定教員條文修正」。

(56) 「時報」民國七年九月二日「道屬教育行政會議之議決案」。

(57) 「江蘇教育進行計畫書」『教育雜誌』一一—七。

(58) 『第一次中國教育年鑑』第二冊、四二四頁。

(59) 同註(56)。

(60) 賈豐臻「歲暮篇」『教育雜誌』一一—一。

(61) この當時の國民黨の教育政策に關しては、『黨化教育』之意義及其方案」『教育雜誌』一九一八、參照。

(62) 「江蘇大學區檢定小學教員條例」『教育雜誌』二〇一六。

また中等教員の檢定科目にも同様に三民主義、建國方略、建國大綱、五權憲法、黨史などが盛り込まれ、組織的におこなわれることになった(「蘇省檢定學校黨義教師條例」『教育雜誌』二〇一八)。

(63) 「時報」民國二年六月七日「小學教員抗議檢定」。

(64) 「時報」民國二年六月一〇日「蘇州—小學教員反抗檢定」。また何心冷「簡比檢定小學教員還要重要的問題」『教育雜誌』一五一九、では江蘇全省におけるこうした問題點にふれている。

(65) 「時報」民國二年六月一四日「松江—教育會定期開會」。

(66) 「時報」民國二年六月二七日「徐州—縣教育會開會」。

(67) 「時報」民國二年七月一日「如皋—小學教員反對重檢」。

(68) 「時報」民國二年六月二〇日「檢定教員條文修正」。

(69) 「時報」民國二年八月六日「無錫—教員檢定日期」。

(70) 「時報」民國二年八月二九日「蘇州—檢定小學教員」。

(71) この私塾を通しての教育と公教育との関連性は大きな問題であり、少々本論にかかわる問題點を取り上げた。清末より私塾を改良して簡易小學に等しい地位を與えようとする試みがおこなわれていた(「京師試辦私塾改良情形」『教育雜誌』二二二)。民國に入っても各地の私塾の数は多く、南京・廣州などでは公教育機關をしのご勢力をもっていた(「時報」民國二年四月二四日「南京教育界表面觀」。導之「推廣小學之捷徑—利用私塾」『教育雜誌』一四一五。「廣州市取締私塾教育」『教育雜誌』一七—四、一九二五年)。こうした私塾に對して北京政府や湖北省などは私塾の改良と取り締まりを並行させ、程度の優れたものを公教育に取り込むことをはかっている(「教育綱要」『教育雜誌』七一—〇。「湖北教育界之曙光」『蔡儒楷普及教育之新條陳』ともに『教育雜誌』七—四)。また各地に設けられた國民學校の多くが、校舍も狭く設備も貧弱で私塾と大差がなかったことも事實である(「時報」民國二年二月一九日「教育費分配法之舊教廳呈文」。そのこともあって、二七年には南京市で私塾教師に對する組織的な檢定を進めて實質的な教育普及をおこなおうとしている(「申報」民國六年二月一五日「南京市教育局檢定塾師之進行」)。だが、今のところこの南京市教育局の方針に類似したケースは他にあまり見出すことができないので、檢定を私塾教師にまで及ぼす方針は一部の地方でのみ採用されていたものと考えられる。

- (72) 『時報』民國八年二月一六日「京校教職員全體罷課」。
- (73) 『時報』民國九年一月一九日「北京教職員組織公會」。「北京教職員組織公會」『教育雜誌』一一二一。
- (74) 『時報』民國九年一月二八日「北京教職員聯合會告成」。
- (75) 『時報』民國九年二月三日「北京教職員之憤慨」。
- (76) 『時報』民國一〇年五月二七日「北京學潮之消息種種」、五月二七日「時評——教潮與交涉」。なおこの教育費闘争の詳細については、笠原十九司「北京國立學校の教育費闘争——一九二〇年代初頭の反軍閥闘争の一形態——」(『中島敏先生古稀記念論集』下巻、汲古書院、一九八一年、所収)参照。
- (77) 『時報』民國一一年三月一八日「小學索新風潮擴大」。
- (78) 『時報』民國一一年三月二一日「京師中小學罷課後之救済聲」。
- (79) 『時報』民國一三年七月三一日「教育界要聞」。
- (80) 『時報』民國一三年八月二二日「京師小學教員索薪」。なおここでの請願書は京師中小學教職員聯合會という名義になっており、小學教員と中學教員が共同の請願行動をおこなっていたことがわかる。そして、この連合團體は翌年暮れにも同様の運動を展開している(『晨報』民國一四年一月三日〇日「中小學教職員今日開會」)。
- (81) 『時報』民國一五年一月四日「北京小學教員議決罷課索薪」。
- (82) 『時報』民國一五年一月八日「小學校長將總辭職」。
- (83) その詳細は不明だが、北京の公立小中學教職員の組織には「京派」と「保派」の對立があつて、小學校務討論會は京派、小學校長聯席會議と小學教員協會は保派となつており、教職員組織同士の對立も見られたのである(『北京中小學教職員之部落式的爭鬭』『教育雜誌』一九一一)。
- (84) 『時報』民國一一年四月三〇日「閩省小學教職員同盟罷工」。これに先立ち二一年一月には、小學教員聯合會が五年間にわたる物價調査表を作り、かれらの主張に客觀性をもたせるとともに軍事費が教育費を壓迫していることを指摘している(『時報』民國一〇年一月九日「閩省教育界要訊」)。
- (85) 『時報』民國一一年九月五日「閩垣小學界之加薪風潮」、九月七日「閩省小學教職員之加薪風潮」。
- (86) 以上の經過は、『時報』民國一一年九月一四日「閩官廳壓迫教育界」による。
- (87) 『時報』民國一一年九月一九日「閩垣教育界之新波瀾」。
- (88) 『時報』民國一一年九月二六日「閩垣教育界波瀾之起伏」。
- (89) 『時報』民國一一年九月二二日「閩垣小學罷教風潮之近訊」。
- (90) 『時報』民國一六年三月一〇日「中小學教職員聯合會定期成立」、三月二五日「職業教育社歸三區黨部接收」。
- (91) この職業教育運動に關しては、拙稿「黃炎培と職業教育運動」『東洋史研究』三九一四、一九八一年、を参照されたい。
- (92) この問題を初めて取り上げたのは、菊池貴晴「黃炎培と中華職業教育派について——中國民族資本革命化の一過程——」『福大史學』三一・三三號、一九八一年、である。
- (93) 田正平「黃炎培職業教育思想初探」(『中華職業教育社職業

教育理論研究座談會論文）一九八一年、参照。

(94) 『時報』民國一六年四月一三日「革新聲中之教育界」。

(95) 『時報』民國一六年四月一五日「中小學教職員會之議案」。

(96) 『時報』民國一六年四月一七日「中小教聯會罷課案之反響」。
『民國日報』民國一六年四月一七日「中小學教聯會議決罷課之反響」。なおこの宣言のなかで蔣介石擁護も謳っている。

(97) 『時報』民國一六年四月三日「女教職員聯合會執行會」。

(98) 上海市中小學教職員總聯合會は、これまで執行委員會や監察委員會を少數の共產主義者に操縦されて他の者は發言の餘地がなかったが、今やかれらが追放されたために正しい軌道に戻った、と述べている（『民國日報』民國一六年四月一八日「上海市中小學教職員總聯合會定期改組」）。これなども四・一二クーデター前の上海の教職員組織のなかに相當數の共產主義者がいたことを證明するに足る記事である。

(99) 『時報』民國一六年四月二四日「女教職員聯合會宣言」。

(100) 『時報』民國一六年五月九日「中小學教總會改選職員」
「小學教聯會之臨時大會」
「上實小學教聯會之臨時會議」。

(101) 『時報』民國一六年五月一八日「中小學教聯會之宣言」、五月二五日「中小學教職員會今日開執行會」。

(102) 『時報』民國一六年六月一三日「市校教聯會之臨時執行會」、六月二四日「市立學校教聯會之執行會」。なお『民國日報』民國一六年五月六日「兩教聯會訊」によれば、この聯合會は自身の福利と教育の黨化を宗旨とし、市内の三〇校が一律加入している。

(103) 『時報』民國一六年五月一八日「市立小學教職員提要求」。

これより少し後の二八年初め、杭州市小學教職員聯合會が市政府に提出した要求は、週あたり授業時間六〇〇～九〇〇分、月給は七〇元以上、年度毎の昇給などであって、上海のそれと類似していた。こうした高い要求は、今までの運動では要求の一部しか認められなかったという實情をふまえて出されたものであろう。むしろ一方では、實現可能な要求を出して完全實施を求める團體もあった。同時期に吳淞の小學教職員が提出した月給を正教員一八元、助教員一四元とし、食費は六元で一二カ月をもって計算する（『小學教職員罷教運動之風起』『教育雜誌』二〇一四）という要求は後者のケースであらう。

(104) 『時報』民國一六年五月二九日「市教聯合會之代表大會」。

(105) 『時報』民國一六年九月二〇日「市立小學教員向教育部請願」。

(106) 『時報』民國一六年一〇月二五日「市校教職員全體大會紀」、一〇月二六日「市小教職員實行罷教」、一〇月二八日「市校教職員今日復課」。

(107) 『時報』民國一六年一〇月三〇日「市教育局宣佈教職員加薪辦法」。

(108) 楊偉文「小學教師薪水問題」『教育雜誌』二〇一六。

(109) 「教職員集會結社自由之限制」『教育雜誌』二二一三。

(110) 『時報』民國一八年一二月三日「全市小學教職員辭職索薪」、一二月二五日「蘇州一市校罷教續聞」、民國一九年五月一二日「蘇州一勤教員復課」。

(111) この部分に關しては、「中國教師組織運動之勃興」『教育雜誌』二二一七、による。

(112) 『申報』民國二年五月五日「籌備六月六日教師節慶祝」。

(113) 後掲の表に記したように吳淞小學教員聯合會が半月刊を刊行し、上寶小學教職員聯合會や杭州市私立小學教職員聯合會が會刊發行を計畫している。また上海特別市教職員聯合會が米國の教育家ボール・モローを招聘して講演會を主催するなどの活動も見られた。

(114) 『時報』民國二年三月二十六日「湖北—教職員聯合會律師公會」。また上海特別市小學教師聯合會も同様の決議をするともに、夏休みに平民學校を開くことを決定している(『時報』民國一六年六月二八日「小學教師聯合會執委會議」)。

(115) (安徽) 省城小學教員聯合會は安徽省教育會への代表選出において、小學教員は上級學校教員に差別されていると抗議した。その抗議内容を見ると、選舉方法に關して中等以上の學校と省立小學は代表選出の單位となるが、各縣小學は縣から一名の代表を出せるだけで、これはたいへん不公平であると述べており、このことを有名な教育家陶知行(のちの行知)に對して訴えている(『時報』民國一一年五月八日「安

徽—省教育會)。

(116) たとえば「小學教員之罷教風潮」『教育雜誌』二二一一、『時報』民國一七年二月一日「蘇州—教職員停課索薪」など。なお省教育廳が校長聯合會を通して教員運動の沈靜化をはかったケースがいくつも見られた。當然そこには校長聯合會と教員組合との間に摩擦が生じたことが考えられるが、この點に詳しく言及した記事は見あたらず、その實態を解明することはできなかった。

(117) 本稿は近代中國における初等教員の組織問題という未開の分野にふみこんで、その實態の解明と分析を試みてきたが、主として『時報』と『教育雜誌』に依據するだけでは明らかにしえなかった部分が多に多い。今後はさらに多角的な史料の収集と抗日戰爭期までを視野におさめた長期的視野にもとづく教員運動史を敘述することを課題としていきたい。

〔附記〕 本稿は、昭和五九年度文部省科學研究補助金による總合研究(A)「アジア各地域の『國家と教育との關係』についての比較的研究」の分擔研究の成果の一部である。

一九二〇年代の『時報』等新聞記事にみえる教員組合運動

年	月	日	地域	運動主体	主たる運動目標など
一九二〇	一二	一九・一二・二八・ 二三	北京	北京小學以上學校教職員聯合會 北京各學校教職員公會	運配給與の支給
一九二二	一〇	七・一一・九	福建	(福建)小學教職員聯合會	賃上げ
	一〇	一六	湖北	湖北省小學教職員聯合會 湖北省女子教職員聯合會	簡章制定
	一〇	二八	湖北	(漢口)教職員聯合會	教育經費獨立・男女教員平等を決議
一九二三	三	二三	江蘇	松江市小學教職員聯合會	賃上げ
	三	二七	福建	莆田小學教職員聯合會	賃上げ
	三	一八	北京	京師公立小學教職員聯合會	運配給與の支給
	四	三〇・八・二三・ 九五・九・七・九 一二・九・一四・九 二九・九・二六	福建	(閩省又は省會)小學校教職員聯合會	(本文参照)
	五	八	安徽	省城小學教職員聯合會	安徽省教育會の改組反對
	八	一四	江蘇	(南京)小學教職員聯合會	賃上げ
	一	二二	江蘇	(徐州)大彭市小學教員加薪團	賃上げ
一九二三	三	二六	湖北	湖北教職員聯合會	抗日を提唱
	四	一〇	湖南	(湘省)教職員聯合會	運配經費の支給
	四	一三	福建	省立中小各學校教職員聯席會	運配經費の支給

六〇七	上海	上海小學教職員聯合會	教員資格檢定反對
六〇一〇	江蘇	吳縣第一區教職員研究會	教員資格檢定反對
七〇一	江蘇	如皋縣小學教員聯合會	教員資格檢定反對
七〇一二・七〇三二・七〇三三	江西	省立小學校教職員聯合會	教育費要求
一〇〇三三	山東	(濟南)教職員聯合會	遲配經費の支給
一九二四	湖北	教職員聯合會	賃上げ
二〇二四	山東	濟南各校聯合會	各校豫算・賃上げの討論
七〇三一	北京	北京小學教職員聯席會議	賃上げ
八〇二二	北京	京師中小學教職員聯合會	賃上げ
一〇〇二二	江蘇	吳縣市鄉教職員聯合會	遲配經費の支給
一一〇二三・一二〇三四	湖南	(湘省)教職員聯合會	遲配經費の支給
一二〇二六	浙江	嘉興城區小學教職員聯合會	遲配給與の支給
一九二五	江蘇	松江市小學校長聯合會	遲配給與の支給の件で小學教員を援助
三〇九	上海	上海小學教職員聯合會	結成
五〇一八	湖南	全省教職員聯合會	教育經費獨立・遲配經費の支給
八〇六・八〇二二	江蘇	(松江)小學教員聯合會	賃上げ
一〇〇四	江蘇	吳縣市鄉區立學校教職員聯合會	賃上げ
一〇〇七	上海	(上海)市立小學教職員聯合會	賃上げのため組織

一九二六	一一一八	江蘇	(常州)全縣學校教職員聯合會	運配經費の支給
	一一三〇	江蘇	(無錫)全縣小學教員聯合會	賃上げ
	一二三〇*	北京	中小學校教職員聯席會議	教育費支給
	四二二三	上海	上寶小學教職員聯合會	會刊發行
	五二三	江蘇	(無錫)小學教員聯合會	賃上げ
	五二二	河南	(開封)各小學校校長及職教員聯席會議	賃上げ
	六一	江蘇	松江高小教員聯合會	賃上げ
	六二二	江蘇	(無錫)本邑縣市鄉小學教員聯合會	待遇改善
	一一二	江蘇	吳縣市鄉各學校教職員聯合會	賃上げ
	一一四	北京	京師公立小學校教員協會	運配給與の支給
一九二七	一一八	北京	京師公立小學校校務討論會	運配給與の支給
	一六	江蘇	吳縣市鄉教職員聯合會	賃上げ
	三五・三二〇	上海	上海中小學教職員聯合會	同人の福利・教育の改良・學閥の打破
	三二・三二・三四・三五	上海	上海女教職員聯合會	結成し章程を制定
	三二三	上海	中華職業學校教職員會	政治運動への參加と福利・厚生・教育の改良
	四一三・五九	上海	上寶區小學教職員總聯合會	黨化教育推進
	四一五・五九	上海	特別市中小學教職員總聯合會	黨化教育推進・革命運動への參加
	五一八	上海	上海教育界同志會	黨化教育推進・叛黨分子の肅清
	四一七	上海	上海教育界同志會	黨化教育推進・叛黨分子の肅清

一九二八	四二・三・四二七	上海	上海女教職員聯合會	黨化教育推進・不良分子の排除・三民主義の貫徹
一九二八	四二五・五九	上海	上海小學教師聯合會	黨化教育推進・三民主義の貫徹
一九二八	五二七・五二九	上海	上海市立學校教職員聯合會	運配給與の支給
一九二八	五二五	上海	特別市中小學教職員總聯合會	福利の實現
一九二八	五二七	上海	特別市小學教師聯合會	五卅宣講團を組織
一九二八	六二・三・六二四	上海	上海市立學校教職員聯合會	北伐軍費調達のための遊藝會舉行
一九二八	六二二	江蘇	吳淞小學教職員聯合會	吳淞第四校校長の懲戒申請
一九二八	六二八	上海	特別市小學教師聯合會	日貨排斥・平民學校創設
一九二八	七二四	上海	上寶小學教職員聯合會	黨化教育推進
一九二八	七二二	上海	特別市小學教師聯合會	三民主義の宣傳
一九二八	九二〇・九二九	上海	特別市市立學校教職員聯合會	賃上げ・待遇改善
一九二八	九二六	江蘇	如皋小學教職員聯合會	賃上げ・運配給與支給
一九二八	一〇二五・一〇二六・一〇二八	上海	(上海)市立教職員聯合會	賃上げ
一九二八	一一四	江蘇	吳淞小學教職員聯合會	運配經費の支給
一九二八	一二八・一二二五・一二三〇	浙江	杭州市小學教職員聯合會	賃上げ
一九二八	一二二二	江蘇	全省各中學實驗小學教職員聯合會	運配經費の支給を求めて組織
一九二八	一二二二	浙江	杭州市私立小學教職員聯合會	私立校への補助を要求
一九二八	一三〇・一三三・一三六	上海	上海縣屬小學教職員總聯合會	賃上げ

二二二・二二六	江蘇	吳淞小學教員聯合會	賃上げ・半月刊の刊行
二二八・三一五・三一七	上海	上海特別市小學教職員聯合會	待遇改善
三四	上海	(上海)市立學校教職員聯合會	待遇改善
三二二・三二八	浙江	杭州市立小學教職員聯合會	賃上げ
三二七	浙江	杭州市私立小學教職員聯合會	會刊發行・私立校補助の公開
三二四	江蘇	如皋全縣小學教職員聯合會	運配經費支給・賃上げ
四一四	上海	上海特別市教職員聯合會	教育費獨立
四一七	江蘇	吳淞・江灣・殷行三鄉小學教職員總聯合會	互助
七四	上海	上海市教職員聯合會	年功加俸・身分保障
七八	江蘇	吳縣小學教職員聯合會	採用問題
二二二	江蘇	蘇州市小學教職員聯合會	運配給與の支給
二二九	上海	上海特別市教職員聯合會	P・モンローを招いて講演會を組織
八二・三・八一九	浙江	杭州市小學教師聯合會	賃上げ
九五	北京	北平市公立小學教員會	待遇改善
二二五	江蘇	(蘇州市)小學教職員聯合會	運配給與の支給

(註) 記事はすべてを網羅したものではなく、運動團體名のないものやあまり重要でないと判断したものは省略した。なおわは『晨報』記事による。

Chinese living in the same area. But when the trade between the Jurchen and the Ming began to flourish from the Yongle reign period (1403-1424) on, this state of isolation was as a result discontinued, and Jurchen from all over the northeast came to live inside the city wall of Liaoyang. Among them were those who presented tribute to the Ming and occupied themselves by trade, those who were literate in Jurchen and provided facilities for written communication between the Jurchen in the northeast and the Ming dynasty, and those who had learnt Chinese and became go-betweens in the exchange of information between the Jurchen and the Ming by acting as interpreters. Because of the welcome reception given to the Koreans envoys to the Ming and the overly heavy imposition of tax and corvée in their native country, the flight of the inhabitants of the Pingan Circuit continued incessantly. Many crossed the Yalü River and entered the various parts of Liaodong, including the city of Dongning Commandery. They maintained the language, dress and culinary traditions of their home country and thus the city became multi-racial. The role played by the inhabitants of this city in the diplomatic relations between north and south and in cultural exchange is not to be overlooked. Because of the activities of these people, it was easy for Nurhaci to attain control over Liaodong at the end of the Ming.

AN INTRODUCTION TO THE STUDY OF THE HISTORY OF SCHOOL TEACHERS IN MODERN CHINA

KOBAYASHI Yoshifumi

Elementary school teachers in China in the 1920s, though with low salaries and no guarantees of their status, were pressed by the heavy work load in their schools. Influenced by the May Fourth Movement, they formed federations equivalent to teachers' unions in all parts of the country. The goals of their movement comprised both career training through e.g. the practice of joint research, and economic goals such as salary raises and the cessation of the delaying of the allocation of gove-

rnment funds for education. The movement initiated by the elementary school teachers' unions was for the most part occupied by economic struggle and especially in Beijing and Fujian the movement developed accompanied by waves of tension. The opposition to the qualification screening of teachers in 1923 resulted in their winning concessions from the authorities, ending as it did in what may be called a detailed revision of the relevant regulations. A complete transformation of this kind of teachers' movement came after the coup d'état on April 12th, 1927. Chiefly the teachers' unions in the vicinity of Shanghai advocated a form of education based on the Three Principles of the People, and they collaborated with the educational policies of Chiang Kai-shek, expelling teachers from their midst who leaned towards communism. But even after the power basis of the KMT had been established, the problem of the lack of funds for educational purposes was not solved, and thus the teachers' unions reverted from political struggle to economic struggle. In a political environment where only a teachers' movement using lawful means was tolerated, on the one hand a restructuring of the teachers' organizations from above took place, and on the other hand the groups that organized themselves according to communist principles went underground and continued their struggle for reforms. The unions of the elementary school teachers were mainly organized locally according to province, county or city, but they also fought together with the organization of teachers at schools of higher grade and the federation of schoolmasters, thus endeavoring to supplement their insufficient strength.